

社会福祉法人 ふたば愛児会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 ふたば愛児会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事長、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員等の報酬は、無報酬とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。